

1

法人税申告書作成の概要

決算作業と法人税申告書の作成はどのような手順で行うのか

■ 1 法人税法と会社経理

法人税法は、単に税額の計算をするときだけではなく、日常の経理業務や決算作業など、様々な部分に影響を及ぼしています。単に申告書の作成ができるというだけでなく、会社の経理実務にどのように影響を及ぼしているのかを考えることも重要です。

会社経理の実務においては、法人税の取扱いに準じた会計処理をする場合が多くなります。例えば、減価償却費について、法人税における減価償却限度額相当額を計上するのが一般的です。特に、中小企業ではその傾向が強く、様々な場面で法人税の取扱いに準じた会計処理が行われます。

会計監査を受けるような大会社では、厳格な会計処理が要求されますが、それでも法人税の取扱いに準じた処理がなされることがあります。税法では、比較的具体的な取扱いを示していることが多いのに対して、会計では具体的な取扱いが示されていない場合も多く、実際に処理をしようとするとなんでしまうことが多いのです。このような場合に、会計的観点から税法の取扱いに合理性があると判断できれば、税法の取扱いに準じた会計処理が行われます。

実務においては、法人税の取扱いを知らないと困ってしまう場合が意外に多いのです。

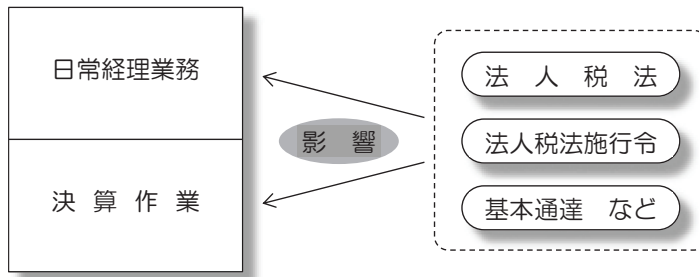
■ 2 法人税法と決算作業

決算作業においても、法人税法は影響を及ぼしています。例えば減価償却費や引当金繰入は、会社自らが計上するために恣意性が高いとして、損金算入するためには損金経理（確定した決算において費用または損失として経理すること。）が要求されています。したがって、会社が損金経理していなければ損金算入は認められないことになります。

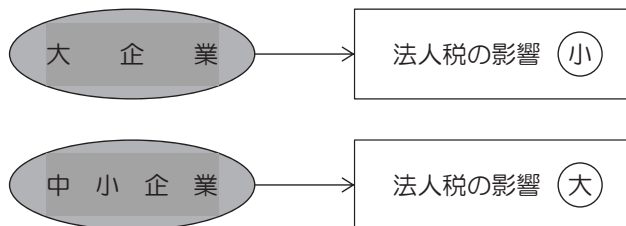
この場合には、まず決算作業において会社自らが減価償却費等の金額の計算を行った上で損金経理します。そして、法人税法における減価償却限度額や引当金繰入限度額を超える場合には、別表4において減価償却超過額や引当金繰入超過額として加算調整をすることになります。

ただし、中小企業の実務においては、法人税における減価償却限度額や引当金の繰入限度額に相当する金額を計上することが多く、別表4での調整は出てきません。

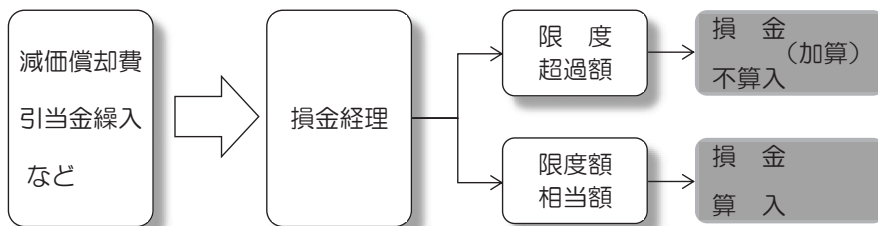
■法人税法と会社経理



■法人税の影響



■減価償却・引当金



第1章 法人税申告書作成の概要

■ 3 決算作業における法人税等の額の計算

会社が作成する損益計算書には、その事業年度の利益に対して課される法人税、住民税及び事業税の額が計上されます。また、期末現在未払いとなっている部分の税額については、貸借対照表に未払法人税等として計上されます。これらの金額は、すべての処理が終わった後でなければ計算できませんので、決算作業の最後の段階で、損益計算書に計上すべき「法人税、住民税及び事業税」の額、貸借対照表に計上すべき「未払法人税等」の額の計算を行うことになります。

この「法人税、住民税及び事業税」の額及び「未払法人税等」の額は、実際に税額計算を行ってみなければ算出できません。通常は確定申告書を仮作成して算出します。

■ 4 財務諸表と確定申告書の作成

一般的に、「法人税、住民税及び事業税」や「未払法人税等」の額は、未払法人税等の計上以外の決算整理作業が完了した段階で、法人税申告書や地方税申告書を仮作成して算出します。ここで、申告書の「仮作成」としましたが、法人税の額は、会社が算出した当期純利益（税引後の当期純利益）を出発点にして、それに加算・減算の調整を加えた所得金額に税率を乗じることによって算出しますが、この段階ではまだ税引後の当期純利益が確定していませんので仮作成ということになります。未払法人税等を計上する前の当期純利益を別表4の出発点にして申告書を仮作成します。ただし、仮作成といっても、一部を除いてほとんど完成している状態になります。

そして仮作成した申告書によって算出された納付税額を未払法人税等として計上し、それと共に税引後の当期純利益が確定し、決算作業は完了します。

（納税充当金の繰入）

（借）法人税、住民税及び事業税	×××	（貸）未払法人税等	×××
-----------------	-----	-----------	-----

最後に確定した当期純利益（税引後）を基にして法人税申告書を完成させます。仮作成した申告書と最終的な申告書の違いは未払法人税等の計上がなされているか否かだけですから、修正は簡単です。未払法人税等の計上をすると、その金額だけ当期純利益（税引後）が減少しますが、それと同額が別表4で「損金経理をした納税充当金」として加算調整され、仮作成した申告書の所得金額と最終的な申告書の所得金額は同額になります。

（P/L）

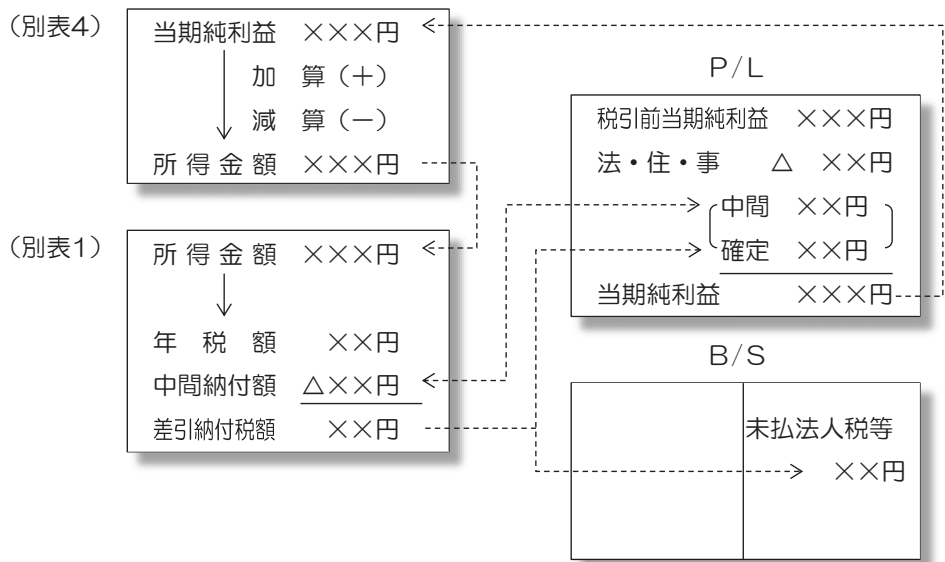
納税充当金の繰入により当期純利益が減少

↓

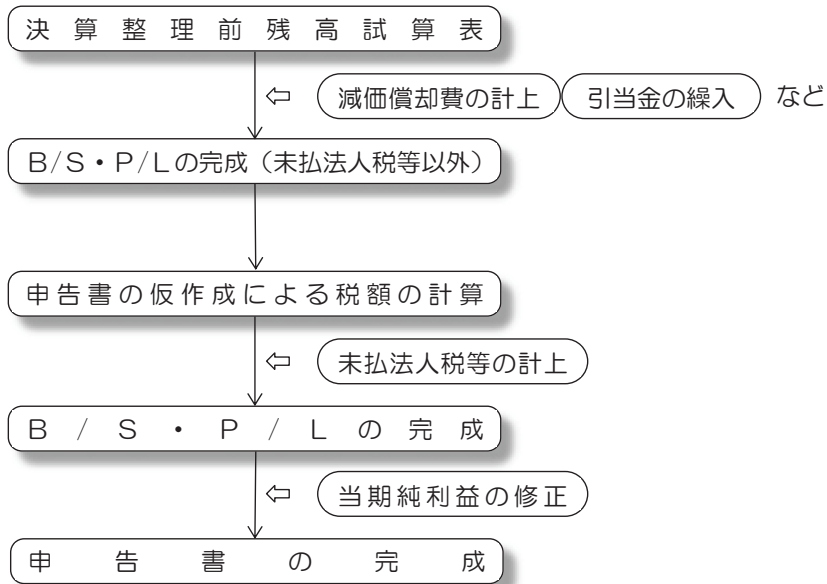
（別表4の調整）

損金経理をした納税充当金	×××	（加算）
--------------	-----	------

■申告書とB/S・P/Lとの関係



■決算作業における税額計算と申告書の作成



第1章 法人税申告書作成の概要

■ 5 法人税申告書の作成の流れ

法人税申告書は、別表4において課税所得計算を行い、それを受けて別表1で税額計算を行います。これ以外にもたくさん別表がありますが、別表4と別表1が中心となります。

このうち別表4の作成が特に重要です。別表4における調整項目には、交際費等の損金不算入額のように他の別表において調整金額を算出して、その金額を別表4に転記してくる項目と、直接別表4で調整する項目があります。他の別表で調整金額を算出する項目については、先にその該当する別表を作成する必要があります。一方、直接別表4で調整する項目は、決算作業を通じてあらかじめ把握しておきます。

また、会計上の利益剰余金にあたる「利益積立金額」は別表5(1)Ⅰを作成することにより算出します。別表5(1)Ⅰには、会計上の利益と税務上の所得との差額のうち、翌期以降の所得計算に影響を与えるために繰り越されていくものが別表4から転記されます。

他の別表から転記してくる別表4の調整項目

《加算調整》

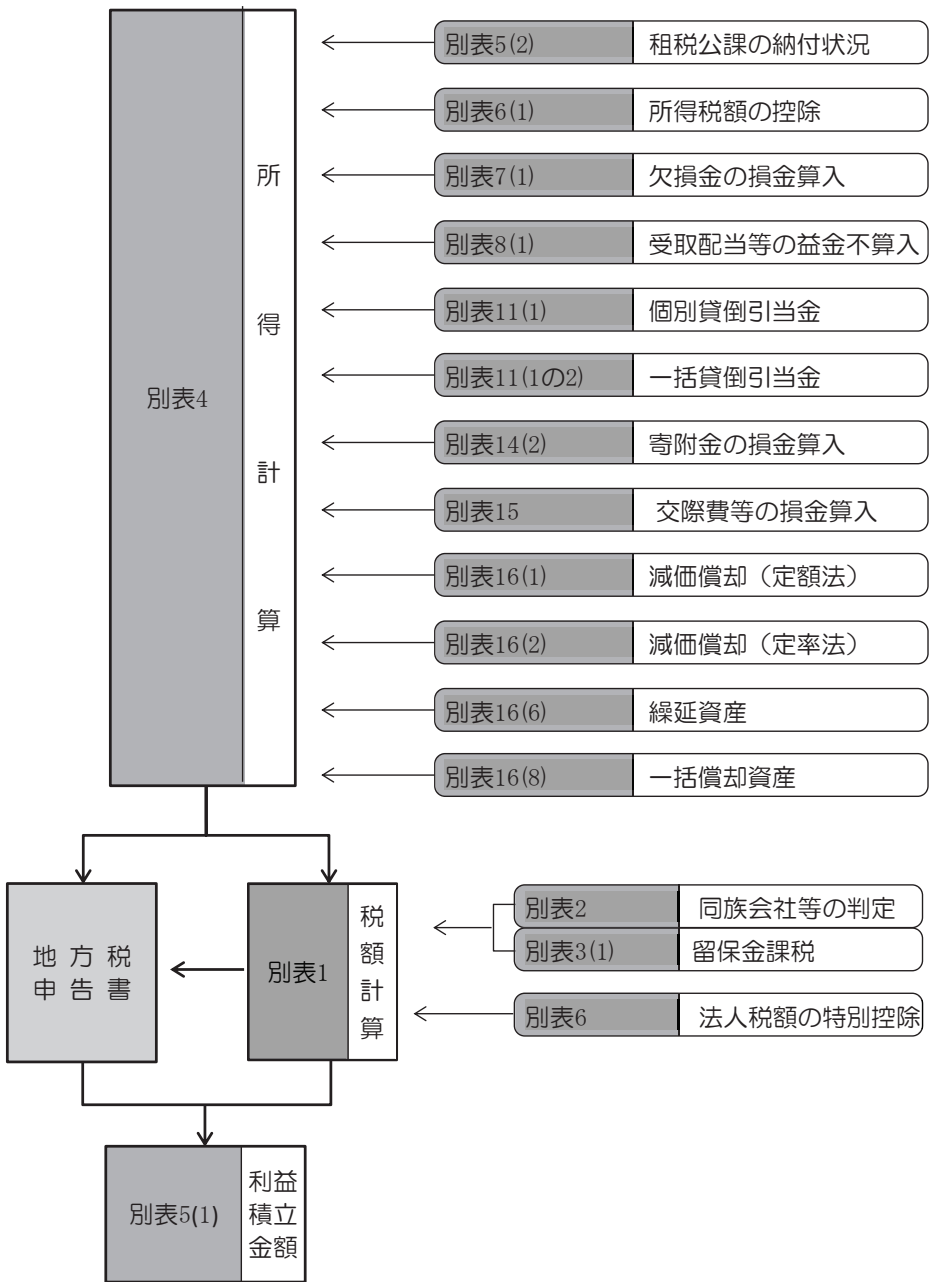
- ・ 損金経理をした法人税及び地方法人税
 - ・ 損金経理をした道府県民税及び市町村民税
 - ・ 損金経理をした納税充当金
 - ・ 損金経理をした附帯税・加算金・延滞金・過怠税
 - ・ 減価償却超過額（別表16）
 - ・ 交際費等の損金不算入額（別表15）
 - ・ 貸倒引当金繰入超過額（別表11）
 - ・ 寄附金の損金不算入額（別表14(2)）
 - ・ 法人税額控除所得税額（別表6(1)） など
- } 別表5(2)

《減算調整》

- ・ 納税充当金支出事業税（別表5(2)）
- ・ 受取配当等の益金不算入（別表8(1)） など

なお、法人税の他に、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から「地方法人税」（国税）が課されています。

■法人税申告書の作成の流れ



第1章 法人税申告書作成の概要

■ 6 地方税申告書の概要

住民税及び事業税は地方税申告書を作成することによって計算します。住民税は、道府県民税と市町村民税の総称です。道府県税事務所に対して道府県民税と事業税の申告を行い、市町村に対して市町村民税の申告を行います。なお、道府県民税と事業税は1つの申告書に両方を記載する様式になっています。

地方税のうち、住民税は法人税額に対して住民税率を乗じて計算する法人税割と、所得に関係なく資本金等の額と従業員数によって税額が決まる均等割の2つがあり、その合計額が納付税額となります。一方、事業税は所得金額を課税標準としており（外形標準課税の適用がある法人では、この他に付加価値や資本金等の額も課税標準となります。）、所得金額は法人税で算出されるものとほぼ同じです。

また、法人事業税の一部を分離し特別法人事業税が適用されています。事業税には特別法人事業税が含まれるものとして説明をしていきます。

— 決算作業から申告書作成までの流れ —

- (1) まず未払法人税等以外の決算整理を終わらせます。期中の経理処理や決算整理作業を通じて、別表4で調整が必要なものがあれば把握しておきます。
- (2) 法人税申告書や地方税申告書の仮作成を行って、法人税・住民税及び事業税の税額計算を行います。別表4については、未払法人税等計上前の当期純利益をスタートにして課税所得を計算します。
- (3) 算出したそれぞれの税額について、未払法人税等の計上をします。これにより、損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」はそれぞれの年税額が計上され、「未払法人税等」は確定申告による最終的な納付税額が計上されることになります。
- (4) 損益計算書の当期純利益（税引後）が変更になりましたので、別表4の当期純利益を修正して申告書を完成させます。当期純利益の減少に連動して、同額の「損金経理をした納税充当金」の加算調整が行われますから、所得金額に変更はありません。

■地方税申告書



(注) 事業税

1. 資本金1億円超の会社については、外形標準課税の適用があるため、上記の他、付加価値割や資本割があります。
2. 事業税には特別法人事業税を含みます。

【解答用紙】

1. 別表4の仮作成（所得金額の計算）

(単位：円)

当 期 純 利 益		
加算	損金経理をした法人税及び地方法人税	—
	損金経理をした住民税	
	損金経理をした納税充当金	
	交際費等の損金不算入額	
	貸倒引当金繰入限度超過	
減算	納税充当金から支出した事業税の金額	
所 得 金 額		

2. 確定申告税額の計算（百円未満の端数切捨）

- (1) 法 人 税 _____ × 23.2% — _____ = _____
- (2) 地方法人税 _____ × 23.2% × 10.3% — _____ = _____
- (3) 住 民 税 _____ × 23.2% × 7.0% — _____ = _____
- (4) 事 業 税 _____ × 9.6% — _____ = _____
- (5) 合 計 (1) + (2) + (3) + (4) = _____

3. 損益計算書の完成

税引前当期純利益 3,500,000円

法人税、住民税及び事業税 * _____ 円 < _____

当期純利益 _____ 円

* 法人税、住民税及び事業税：854,200円 + _____ = _____

4. 別表4の完成

(単位：円)

当 期 純 利 益		
加算	損金経理をした法人税及び地方法人税	
	損金経理をした住民税	
	損金経理をした納税充当金	
	交際費等の損金不算入額	
	貸倒引当金繰入限度超過	
減算	納税充当金から支出した事業税の金額	
所 得 金 額		

第1章 法人税申告書作成の概要

【計算過程】

1. 別表4の仮作成（所得金額の計算）

（単位：円）

当 期 純 利 益		2,645,800
加算	損金経理をした法人税及び地方法人税	634,000
	損金経理をした住民税	40,200
	損金経理をした納税充当金	—
	交際費等の損金不算入額	305,000
	貸倒引当金繰入限度超過	519,000
減算	納税充当金から支出した事業税の金額	144,000
所 得 金 額		4,000,000

2. 確定申告税額の計算（百円未満の端数切捨）

- (1) 法 人 税 $4,000,000\text{円} \times 23.2\%$ $-575,000\text{円} = 353,000\text{円}$
(2) 地方法人税 $4,000,000\text{円} \times 23.2\% \times 10.3\%$ $-59,000\text{円} = 36,500\text{円}$
(3) 住 民 税 $4,000,000\text{円} \times 23.2\% \times 7.0\%$ $-40,200\text{円} = 24,700\text{円}$
(4) 事 業 税 $4,000,000\text{円} \times 9.6\%$ $-180,000\text{円} = 204,000\text{円}$
(5) 合 計 (1) + (2) + (3) + (4) = 618,200円

3. 損益計算書の完成

税引前当期純利益 3,500,000円

法人税、住民税及び事業税 * 1,472,400円 ←

当期純利益 2,027,600円

* 法人税、住民税及び事業税：854,200円 + 618,200 = 1,472,400円

4. 別表4の完成

（単位：円）

当 期 純 利 益		2,027,600
加算	損金経理をした法人税及び地方法人税	634,000
	損金経理をした住民税	40,200
	損金経理をした納税充当金	618,200
	交際費等の損金不算入額	305,000
	貸倒引当金繰入限度超過	519,000
減算	納税充当金から支出した事業税の金額	144,000
所 得 金 額		4,000,000